

## 戸沢村雇用調整助成金等申請代行補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主に対し、雇用調整助成金等の申請に係る費用を交付することにより、雇用の安定及び事業活動の継続を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)

は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 戸沢村に住所を有する事業所の事業主であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が雇用調整助成金等の交付を申請する場合に、当該申請に係る事務を社会保険労務士又は弁護士(以下「社会保険労務士等」という。)へ依頼したことにより要した費用(消費税・地方消費税を含まない)とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、30万円を上限とする。

この場合において、1,000円未満の額は、これを切り捨てる。

2 同一の事業所の申請は、1回までとする。

(補助金の支給申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和3年2月10日までに戸沢村雇用調整助成金等申請代行補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類(社会保険労務士等に依頼したことが確認できる書類)の写し
- (3) 社会保険労務士等への支払いの完了を確認できるもの
- (4) 前各号のほか、村長が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、相当と認めるときは、戸沢村雇用調整助成金等申請代行補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請をした者に補助金の額を通知するとともに、補助金を交付する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、村長が定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に対する雇用調整助成金の交付申請に係る事務を社会保険労務士等へ依頼したことにより要した費用に適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(施行期日)

- 3 この要綱は、令和2年11月2日から施行し、令和2年4月1日から令和2年12月31日までとする。

様式第1号（第5条関係）

戸沢村長 渡部 秀勝 殿

住所  
氏名

戸沢村雇用調整助成金等申請代行補助金交付申請書

戸沢村雇用調整助成金等申請代行補助金の交付を受けたいので、戸沢村雇用調整助成金等申請代行補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請額

交付申請額(上限30万円)	円
※経費の総額 - 消費税及び地方消費税 = 補助対象経費 ( 円) - ( 円) = ( 円) …① 補助対象経費の2/3に当たる額=交付申請額 (① 円) ÷ 3 × 2 = ( 円) (1,000円未満切り捨て)	※参照
助成金の支給申請事務を代行した 社会保険労務士の住所及び氏名	住所
	氏名

2. 補助金振込先口座（申請者名義）

振込先 金融機関	銀行・農協 信用組合			支店
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ 口座名義人				

3. 補助金交付申請に関する連絡先

会社名・所属	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

4. 添付書類（□に☑をして、添付漏れのないよう、お願いいたします）

- 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し  
（社会保険労務士等に依頼したことが確認できる書類）
- 社会保険労務士等への支払いの完了を確認できるもの

戸まち発第 号  
年 月 日

様式第2号（第6条関係）

様

戸沢村長 渡 部 秀 勝

戸沢村雇用調整助成金等申請代行補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった戸沢村雇用調整助成金等申請代行補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

交付金額 \_\_\_\_\_ 円